

校正

地方落穂集

九十

ワ3

6424

5

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100



校正地方落穂集卷之九

目録

一 評定并發端年歷の事○同省板定書の事

一 田畠永代賣仕置の事

一 公事方勝手方公用日并刻限の事

一 德川將軍家代ニ精進日の事○紀州家代ニ忌日の事

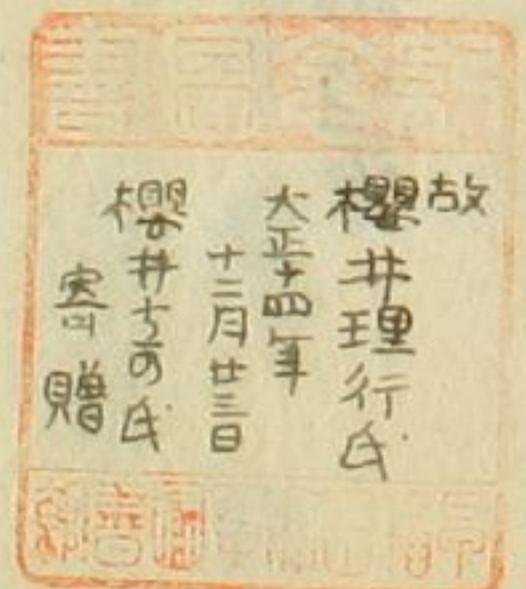
一 前ニ仕置筋の事○外罪除日の事

一 追放輕重の事○過料の事

一 差紙不參の事

一 亂心ヲ人を殺せし者ノ事

一 追放百姓跡式の事



一 酒狂ミケウ 人ヒト 手テ 負ス セセ 者モト の事
モクヒト テウチヤク

一同人を打擲せし者の事
シヨドウグ
ソシ

一同諸道具を預せし者の事
ジブン キハツナ

一仕置者先達て拜借物の事

ヒガラセウモナガ 百姓持社の事

一 謹定所出後手代扶持方の事
ハラヤタカケヨモノアドレキ
トヨハラ

タク セノケブシコロエ
一倒を者見分心得の事

テライシニシタクアシマロエ
一年負死人見分へ渴のむ

校正地方落穂集卷之九目錄 畢

校正地方落穂集卷之九

信陽
東條耕子藏
校

東條耕子藏校

條耕子歲

校

一元和元年の頃迄の公事出入願

右京進金地院トモサインキヨアリ
ノ列坐ヨシタツ
モ寺社出入共裁許有ヨシタツ
レ由寛永二丑年三月四日ヨシタツ
ヨ改ヨシタツり是ヨシタツ評定所ヘツヂョウショ
と号ヨシタツし旨板クンバンの面十二月二日ヨモテ
ヨ相定ヨシタツる

○評定所看板定書の事

一寄合式日毎月二日十一日廿一日諸奉行立合四日十三日廿五日公用有

之よりてそぞれ引くべき事
寄合所へ評定衆の半刻上坐すしも用紫用不革表文可
ヒマキレーダイタイサン

○○○一言少者少之多者多之少也月既日以夷退散有之其事

一評定所へ役人の外一切承りべからず勿論音信停止の事

一公事人より添を老人并々幼年病者の外停止の事

一公事訴詔人程出い者仮令直參うると雖も刀脇差帶をぐるぐる事

一公事人親類縁者知音の好身と雖も寄合所は於て評定衆取持をつ

ざる事

一國にて來る公事人を江戸着の順より承りべくト当地の公事人を日々帳面にて先次承り承りべく但し承りべくと不叶儀欲又は急用ハ格

別の事

一公事人へ不審申掛る儀ハ筋の役人を勿論惣坐中トロも遠慮あらず存等の趣申をき事

一公事裁許以後其筋の役人裁断の始末書留めりべき事

一公事其日より落着ふき儀に重て寄合致すれ其上にて相済ゆく儀の言上致りべき事

一役人宅にて承りし公事訴訟評定所へ出でべき儀有之よ於て証文証据をお預け寄合所へ出し帶りふき様致りべき事

一預め長く不差置此を穿鑿致りべき事

一裏判昇より状を受連名の者を其所の速近と考へ日数を積り軽重より過料あるべき事

右の条に相守らるべき者也

寛永二年十二月

○田畠永代賣店仕置の事

一賣主牢舎の上追放本入死の時子同罪

一買主過怠牢舍本人死ト時ノ子同罪

但し買ト田地賣主の代官又ハ地頭へ取上爲し

一證人過怠牢舍本人死ト時子同罪

一實ニ取ル者作取ルト貨置者より年貢役勤トヘど永代賣内然の由

仕置沮レ之ビ頼納と云

右の通田畠永代賣賃停止の後寛永二十一年十一日仰せ出されル也

○公事方勝手方用日并ニ刺限之事

一公事方式日 列坐トワ 二日 十一日 廿一日 明六ツ時始る

当日老中出坐カリ明七半時過出坐あり多くハ十一日斗ト大日付立

合月番奉行七時詔合其外ト七半時詔ア

一同評定日 四日 十三日 廿五日 四ツ時始る

月番奉行斗ト六半時詔其外ハ五時拂

一同内寄合 六日 十八日 廿七日

奉行中宅トモ寄合有之苗役中トモ四時拂

一勝手方 七日 十六日 廿六日

但し、筆方勝手方懇寄合

○徳川將軍家代ニ精進日之事

初代東照宮 元和二辰年四月十七日 日光

二代台徳院殿 寛永九申年正月廿四日 芝

三代大猷院殿 慶安四卯年四月廿日 日光

四代嚴有院殿 延宝八酉年五月八日 上野

五代常憲院殿 宝永六年正月十日 全

六代文照院殿 正徳二辰年十月十四日 芝

七代有章院殿 同 六申年四月晦日 全

八代有徳院殿 寛延四未年六月廿日 上野

九代惇信院殿 宝曆十一巳年六月十二日 芝

十代浚明院殿 天明六年九月八日 上野

十一代孝恭院殿 安承八亥年二月廿四日 全

十二代文恭院殿 天保十二丑年閏正月晦日 全

十三代慎徳院殿 嘉永六酉年七月廿二日 全

十四代溫恭院殿 安政五年六月八日 上野

十五代昭徳院殿 延應二寅年八月廿日 芝

○紀州家代々忌月の事

南竜院殿 正月十日 清溪院殿 八月四日 高林院殿 五月十四日

源覺院殿 九月八日

○前くは仕置大概の事

一、林木盜スズトリ 取モノ者モノの事

是コレセ代官手代見カシ小サモシ差遣マサシハレ紛アフクあくハ

へど牢舍申付置死罪シナの上獄門子死罪スジモコレガイ

一裁許破サキヨガブの事 是レ裁許済マシギ儀ギを破ブり者モノを檢使ケンシの上シナ五十日或ハ百日

過怠申付誤タリトミテと赦免シヤム

一代官背ダクシムきムト者モノの事 是レ代官申付ムと背ムきムト由相シマ因ムヘトハへど牢舍申

付ヒカド日數相立誤タリトミテ肯マダラ代官伺カシヒトハ出牢放キツラウイタし

一地頭ダトウ背タリきムの事 是レ金錢セシギの上シナ老中ラムヂウへ相同シテひ品モノよ寄ヨリ追放遠島或ハ死シテ

罪ミサよレ申付ムる又ハ地頭ダトウへ社下ジヅシ自今シラタ仕置シラタ申付ムべき肯マダラ仰アゲ渡マギ美モア有ム

一料所の名主私慾の事 是を名主私慾有之由百姓共申出トヘど詮浅
の上私慾よ極リハヘど仕置申付又百姓申潤ヨリヘド是亦仕置申付

一田畠永代賣の事 是と田畠永代賣致レトヘと賣主加判の者追牢舍
申付賣主ハ山牢の上江戸在所追放買主ハ金子損失よ致し出牢申付

在所ヘ相取し加判の者を過怠牢舎のをゆく構ふく差戻を賣主弃ニ
請人共親存生ヨリヘギ子構ふく親お黒リヘと親の代り子石同罪
賃地金主方へ渡シセリ

一田畠頼納賣買の事 仕置永代賣ヨ同ジ

貨田畠之事 是ハ證文吟味の上年季と限名序を差名主加判有之ト
ヘモ一切作徳三十日限ノ清き旨證文申付其上ソテ端リトヘギ
賃地金主方へ渡シセリ

但し日限ノ事其以後セキナカアダクキリ
且シ証文申付る

一船荷物盜て取賣買致レバ者之事 是を船荷物と盜て賣買致レトメ
約きあくレバ牢舎の上死罪

一先住借用金之事 是を先住借用金銀有之段後住知らズヘテ入院發

レバ以後先住の借金申出トヘギ右金子證入共ヨ申付後住ニ構ふレ
但し先住借金承知の上入院致レバ右金子濟セキ旨證文申付

付勿論証人共ヘ加判申付

一凶呂忍び通りル者之事 是を其事ニ於テ獄門行ふ

但し當時を疎ム成る

一細工人弟子之事 是を細工人弟子師匠の方と無理ニ眼と取同ジ細工
致し師匠の業妨ニ成リ旨許ヘ出レバ師匠の職務を間敷旨證文申

付師匠ヘ下附外商賣人も右又准セ

一奉公人の事 是を主人氣スミ叶シテて暇イマ出リ候カ又奉公入ト暇イマ
取リ處給金滯リ付リ主入訴詔致ソセウしレへど請人ヘ金子消スマべま音
申付且カケラケ欠落者キフキン給金メノ子も請人メノ子も候マサセ給金消スマへど永尋申付
一奉公入取逃并町人手代引負トキの事 是を奉公入取逃致トキへど先給
金消スマ旨并タメ三十日限リ尋申付置翼上タマシて尋出リへど取逃
品く清人辨シキニトマウ申付スミ上タマシを欠落者カケラチ水尋申付但シテ町人手代引
負致ヒしレへと金子消スマせ手鎖タマを掛マサセ請人ヘ預クけ引負金給金共消切ト
へど當人タマシを牢舍申付引負スミの金高スマ应ムじ戎ヨリハ追放遠島申付リ引負スミ
落致フクしレへど是又清人メノ子も給金消スマをく且タマシ欠落者カケラチ尋^シ旨申付其
上タマシて尋出リへど引負金清人メノ子も消スマせ出入消リへど欠落者カケラチ是
亦水尋申付ス

附奉公入欠落并カケラチ手代引負トキの後タマシ訴シテ出リへど裏判カタハシと出リ若モレ對
決政スルさム以イち内ナカニ証シテ事消スミへと引負致カタハシ者カタハシも構ハシひふし
一主入シキニへ難題ナンゲイの事 是を金淺シシギの上タマシ承ムあくタマシ次第ヨリ寄シり過急申付
一驗動付シドクの事 是を金淺シシギの上タマシ双方共牢舍申付置頭取トロドク者カタハシ在所追放
牢内タマシ逃出リ并タメ手鎖脱リれの事 是を金淺シシギの上タマシ死罪シザイ
一町人帶刀シヨウジンの事 是を金淺シシギの上タマシ追放リ
一密通シヨウルの事 是を夫カミの女メと密通致シヨウルへと男女カミメも死罪シザイ且密會致シヨウル
と見届シヨウル斬殺スル夫カミも構ハシふし女メとも男カミとも一人ヒトと殺スル金淺シシギ
の上密通致シヨウル由申付ヨリへと牢内タマシ於ガウて拷問カウゼン遂モ若ヨリ夫カミ申付スル
よリへど其者解シヨウル死人密通シヨウル也カマ夫カミも構ハシひふし
但シテ夫カミの女メを召スル把ハシへ主人手ト付ケルを主人と密夫カミも相成スル

一縁々就きふ女と密通の事 是を夫あき女と密通致して死罪又及

つて男女共金錢の上牢舍申付落着の上女を親元へ渡し男へ追放

一主人の娘と密通の事 是を詮錢の上速島又を死罪

一夫りる女へ艶書の事

是を夫りる女へ艶書と付べへど金錢致し密

通致きにへど女は構ふし艶書遣しつ者へ密通も因断致死罪女

其時の金錢次弟申付る○先年室賀山城守大坂町奉行勤役中大坂天

瑞町は於て夫りる女へ下男艶書と付べ処承引致きに度々及び若

し夫へお知りてと迷惑存じ井戸へ身を投へ处家内の者見付差

苗べ付出入又び吟味の上下男引廻の上疎も成女は構ふし

一出家難題の事 是を金錢の上脱衣せしめ牢舍の上死罪申付

附出家女難題申掛け者を品よ寄速島又ハ死罪

一車借并日ふし錢の事 是を日ふし錢致ふ者を牢舍金子車借致

しり者借金取上ふし

一仲間出入の事 是を商賣物或は清算事の仲間と出入り及べへど

証文小吟味の上お對次弟致をべき旨申附し取上ふし

一相請の事 是を入清店清金銀並は質地お請立ふ者ハ牢舍追放

無尽の事 是を証文無尽の文言りねど取上ふし

一無尽帳預り金の証文捺へる者の事 是を金錢の上捺をあくへへど

牢舍申付置追放或は速島

一評定所奉行所へ於て裁許交は上久落致しつ者の金子の事 是ハ

預り金并は賣掛ふ有之評定所並は奉行所へ裁許の上日切証文申

付置へ處金主久落致しつへど懲て久落者の家財お欠可成り故右

金子滞りる者又評定奉行所へ納りさせり

一評定所奉行所にて裁許又及び上外の科にて仕置み成る者の金子の事 是と右内断

一右同所又於て申付日切手形落レリ者の事 是と日切手形落レリ

由訴へ出レヘど尋出レリ様申付其上にて尋出ぞレヘど半年程過忘申付其上差角を以て相手の者を呼出し前方の苗書を見合せ新より証文申付前より如く金子取上させり

一立替金の事 是を諸式立替金當入店清或ハ大屋店下清或ハ出店寄親小を段々評議の上申付其時の吟味次第其筋へ申付る

一引取者并ニ届受レ者之事 是を出入清ミ申シヨル内モ何方へも出づるトヨリヘど大屋并ニ清人ホ出入引清外ヘ引渡し度旨願出レ

へど相渡しレリ是を其時の金錢次第又申付尤モ出入引清追拂ひ致又旨申レヘど追拂ハセト儀モラリ

一目安差紙受取ざる者之事 是と裏判レル目安并ニ判形有差紙と相付ル節墨付或ハまれホ有之旨申し受取ざる者ハ更ニ差紙を以て呼寄せ過怠とテ手鎖申付三四十日お立ち之を免を

一養子妨げル者之事 是を人の養子と妨げル者を金錢の上過怠として卒舍申付日數お立レヘど養子の儀ハ前方約束致しレル者の方へ遣レタ様申付

一逃散百姓の事 是と地頭へお願ひべき旨申渡し奉行所を先取上ふく差置然モ共數度願出レヘど内意と清金錢と遂ニ差モラリ尤モ上より差因こそ金錢と遂ニ差モラリ仕置を金錢次第同申上る

一遊女ヨウジコの事 是を人の娘ムネコを養女ヤウジョと貰ひ或は下女マシタガ又召抱マシタハへ又ハ誘引出
し遊女ヨウジコ又賣る者ハ江戸中引廻ヨリバフチしの上疊カタケ又行ひ證入ヨウモンも死罪申付る尤
も身代金を当入の店清或は口入クヨニレ人の店清へ申付る
右を前との仕置筋大概此の如し心得の爲タチ之シテ記を猶其時の古制法
を守マモるべきあり

○死罪除日の事

一死罪古仕置除日シラキジヨの後繫アフと古定セウジンをふし精進セウジン日其外祝儀事シラギ小なる日定日
の精進セウジン日其外朝日十五日廿八日五節ゴセツ勾カネ心付手鎖テゼウかも遠慮ヨリヨをなし
定式セウルキの除日左の通り

古誕生日

十月廿一日 十二月廿一日 十一月廿七日 七月廿七日 五月廿二日

古忌日

正月十六日 二月廿一日 五月六日廿六日九月廿十日 六月廿九日廿十月廿一日

十一月廿一日 十二月廿一日

○追放軽重の事

一重追放 関八州武藏、伊豆、相模、上野、山城、攝津、駿河、甲斐、尾張、紀伊、堺、奈良、長崎、東海道筋、木曾路筋

一中追放 江戸十里四方、京、大坂、奈良、堺、伏見、長崎、東海道筋、木曾路筋、日光道中筋、甲府、名古屋、和歌山、水戸

一輕追放 江戸十里四方、京、大坂、東海道筋、日光道中筋、甲府

一江戸追放 江戸十里四方、但し古構カミダケの所カミダケ書付キサフ渡る

右追放輕重とも其者の住居せし所カミダケと其國一ヶ国古構カミダケひ但し江戸追放

を江戸十里四方并々其居村と構ひあり都で追放ハ評定呼うを申渡さ
キ其上小人目付町同心立合にて常磐橋外まで連行追放を
一平拂 是を居村を勿論江戸中と構あり私領の者を居村并々其城下
斗リと構ひ徂し一領文配とも他村を構ひふし

一追院 料の重きを其村并々江戸中と構ふ輕きを其村中斗夫より輕
きを其寺中斗リ構ひよ成る

○過料の事

一過料村方へ拂る時を一村高百石又付大低錢十五貫文人数へ拂る時ハ
廿人以下一人又付錢三貫文宛廿人以上を惣人数にて五貫文位あく丸
も其時の品より増減り右過料錢ハ都て伊奈家の拂りにて半左
衛門役所へ納るをあり

一父事訴詔人呼状遣ハし參らるる時と重て召出せし節手鎖申付來し
処向後定書の通り過料申付べき旨享保十一午十一月三日相定る

○乱心と人を殺せし者の事

一古来亂心と人を殺せし者解死入又あくびりし處向後之家諸道具文ハ
令乱心と人を殺せしと解死入又定る

○追放百姓跡式の事

一追放の百姓田畠屋敷諸道具是追久呼又あくし處向後之家諸道具文ハ
拂ひふき旨享保二酉年六月廿九日相定る

○酒狂と人を手と負せし者の事

一酒狂の上人又痴キスコし者ハ其主人へ預け置痴受キスコ者平愈後ハイエバ療治レーヤ

代と出さばし若し療治代出し難き者の脇差と取上疵受レ者へ下酒狂入を主人へ渡し右療治代疵の大小ニ拘らずに中小性体の者銀二枚徒士ハ金一両中間を銀一枚出させ疵を被し者へ并下

○酒狂と人を打擲せし者の事

一酒狂と人を打擲せし者の身代限り諸道具取上打擲又逢し者へ下右の趣主人へ断りし時欠落の由申と主より主人方を罰出三日の内ハ欠落より立だ

○酒狂と諸道具損せし者の事

一酒狂と諸道具損せし者ハ過料出させ損失の者へ并下過料出し難き者ハ身上限り申付らる

○酒狂と自分と疵付し者の事

一酒狂と自分と疵付外よ科ふき者ハ疵養生よ及りに早速主人へ引渡

○仕置物前方拝借物の事

一仕置よ成レ者前々拝借物の儀を弃捐す

○百姓持社の事

一百姓持の社と寺院別当の由申争ふ時右社の鍵を寺より所持ふされ什物帳よ其者の名印あき時を寺院申今立だ

○評定所出役手代扶持方の事

一評定所出役手代扶持方ハ一人よ付二人扶持完并よ筆墨紙蠟燭代と并下あり又右の外式日出會の定日とお除き内寄合臨時評定臨時寄合并よ苗役へ公用よ付罷越を節の毎日数定めの外一人扶持充増扶持并ヨ召連レ者の日雇賃を右日数を以て并下苗役吟味の上口上書よ押

切印形出を由り是を以て勘定相立スアリ右ハ享保十一年の春出役手代お願ひ伺の上定る

○村方欠落者跡式の事

一 村方欠落者日限尋申付相見ヘモ永尋ニ成ても相知モビ右の者所持の田地家財ホウリテ咎あき者あれど欠落モト相成ラニ若し妻子あくび品ニ寄リ今散モもあるあり然し当人知せらば上モ貸方の先モ取上ふレ然モ共家督お続の者ホウバ其者引受ヌモボリ懲ドモヒ咎あき者あれバ決シテヒ取上の儀伺ひ申間敷トアリ心得違モヒ取上伺ひし類もホウリシ處附紙モ右の通下知ホウリシアリ

○所拂の者跡式の事

一所拂の者跡式を構ひあし然モ共決レタ法と申ヨテシキ

田地家財ホ妻子モ付下リ格モト申、儀ハ書ケル筋の由事ムヨリ品ノ
内ると故其節内意伺ひベキアリ

○行方知せらる者死骸見分の事

行方知せらる者村方ヲ倒シ死し見分の節々村役人其外百姓ホ立合
せ打痴斬痴或ニ縊殺セレ裁の趣熟と吟味ヒ遂委細金錢の上懷中物
の有無年齡衣服モの色品帶モ至る迄口上書モ裁セ之モ取リ懲身無疵
モ怪き儀もあくび其趣の口上書モ取ベシ見分吟味残る方あく清ガ
早速飛脚モ以て伺ひ下知の上三日の内曝し施主出モ其役ヲ桶モ
入其場所モ埋ムとも又モ埋メ難き場所モアリ最寄寺院へ埋むベレ
板又倒きし場所人の往来モき所あくバ村境の往来ル所ヘレモ建倒
き者男女の別年齢并ニ衣服懷中の品追書付ベシ但し懷中モ金銀モ有

之とも書付へうそだ是を偽と防ぐ為め右雜物金子かと村役人立合の上寺院へ預け書付と取置へし右の者の親類も尋ね来らばるよ於て右の品く寺院へ法事料も納むべし又怪き儀ひと口上書も見分の趣と書取夫より吟味の次第ハ其時の品より如何程もりとべし

一惣て倒者を取扱ひよ品りる事あり仮令ハ脇差一腰とも紺布を着レ下帶も紺羽二重を用ひし倒者も土間よ庭と敷其上よ伏させ頭の見へばる様よ庭と掛置あり又右の通の衣服下帶こそ兩刀を帶し乍る倒者も土間よ戸板を置其上よ布團を敷上よりも布團を掛右ハ何をも頭と隠さずし右の体そもそも木綿の下帶を用ひしハ武士町人も拘りノべ土間よ伏させ頭と出し菰を掛け置あり下帶あくハ曝き及ひて取捨多く是ハ無宿よ准じ非人の手よ掛多き又染布を下帶よ准せ

レ倒者ハ鷹の者よ准ぞ右何をも伺の上片付多あり

一倒者倒き様よ品りう面と上よふれて倒き死る死人ハ惣丈七分三分よ境へ掛るよ頭の方とて引受厄介を引きあり又面と下よて伏する倒者も足の方とて取扱付を以し是を此者今近歩行来る方とて死を遂あるよ依てあり後へ倒す時ももづきて足前方へ出る又前へ倒す時ももづきて頭前へ出るもつあり都て足の通ひ長短よ心と付べし如何なよ倒すとも右よ准じて推知べし又うく分別し難きハ兩村引受よ申付ベレ番々都て引受の方より出し隣村へハ立會申付る一打込疵を長の四分一と深よ取多をあり

○手負死人見分心得の事

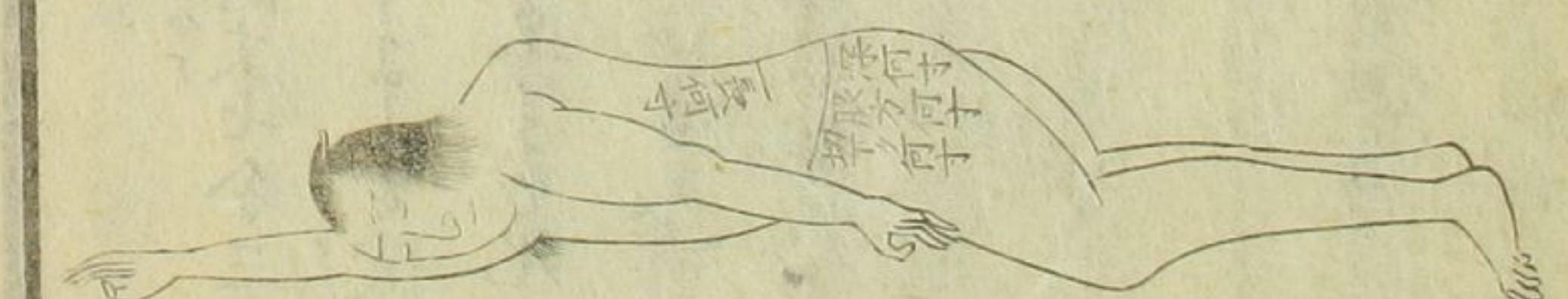
一手負疵改るよ惣て人の真向の中を一尺二寸横身と四寸よ取多あり

一 痘口巾キヌを取トフさる事シテあり是シテ知シムる故ユベ也 痘口キヌを取トフせ
返カクり兩方レツカウへむムきる事シテ元來モトヨリ瘡は巾キヌへふきムクもの也
一 橫瘡ヨコキヌの横身ヨコスミと四寸トルコと取故モトヨリ一倍イヒも切カツても四寸トルコあり勾コウ
配ペイへ廻スルりする瘡キヌハ深キツし切カツ下トトロとリに向ヘシマ前マサニ同シレ格ヨコも切カツ
あるカハ切カツ込ミ深キツきあり手前マサニ下トトロ向ヘシマ上アゲマり立タマリるハ切カツ下トトロ
あり然カレ横瘡ヨコキヌハ横ヨコよ立タマリて何程コドロ切カツ下トトロ方カタマリ多くとも本体
を横瘡ヨコキヌを以テて休メテ取トフる事シテあり因イシメ下トトロの如シ
一年イヒ瘡の様子ヨウジ檢使ケンシの者委細客体イハイヤワタイと書付シナシ口書シロガタを取添トドケへ
手負テナヒの者身体痛シキヅクらむ様隨分シナシタク内見分シナシタク

上アマリ口書シロガタの取替トドケ出スを

手負テナヒの者見分シヤウの仕方衣服シラフを脱マダラせ改シテること決スルく

為シズべシズて手負テナヒの者身体痛シキヅクらむ様隨分シナシタク内見分シナシタク



一 衣服イフクの上アマリ切カツレ瘡キヌあれど其シテ衣服を切カツやどきぬムクアマリ上置見
今アマリし帶スモなど解スルせると是亦宜ヨロシしシテ氣弛キスルもと絶入スルてゐるもの也
一 腸切口ヨコキヌより出スルて瘡口キヌ見分シヤウ成難ムカシき時ヒチ平皿ヒラハタの蓋マツタへ真綿ヨレガ吉野紙ヨシノシを敷スル
其綿ヨレガを下トトロそどもくひ上アゲマきシテ腸分ヨコハタり瘡口キヌ知シテあり但シテ此の如シき
時ヒチ切口ヨコハタ何寸ハラタ腸何寸ハラタ出スルと書付シナシべシテ深カツを記メモりメモあり
一 都アマリ手負テナヒの者見分シヤウの時ヒチ其道シテの醫師イシヤと呼シメせ手負テナヒの容体ヨウタとシテ尋
ね察シテど取扱トドケの醫師イシヤま致シテ見分シヤウ政マサニをシテ尤シテ手負テナヒの助タクシと成
あり不案内シテ取扱トドケひ何シテ失ハシマのシテる時ヒチ役人マサニの不調法ハシマハシマとありあり最
初ハラタ療治ヨウジ掛シメし醫師イシヤの口上アマリ書シロガタを取トフべシテあり
一 痘口キヌの寸法ハラタを改シテるとハ曲規カクギを以テてすシテ取トフべシテ丸マルより形カタよすシテ取トフべシテり
瘡口格別長カクベツくある事シテ也曲規カクギを左右シラフ一文字シモニよ完シテすシテ取トフべシテ

一手負^{テラヒ}百足付^{ムカシ}有りあり山鳥^{ヤマトリ}の尾羽^{ヲバ}子^チ指^{サシ}てかげ^ハ決^スして付^スうづる^{ウズル}あり

一手負の口書^{トドケ}取^スへ隨^ス今念入^スと^シ固^ク烈^{キタマ}取^スべし都^ス手負^ハ痴^{キタマ}の輕重^{キタマ}と其人の氣性^{キセイ}由^{ヨリ}て口亂^スと^シ今近^シ正氣^{モトキ}物言^フ内^シ心氣^{モトキ}の疲^{ソガ}怠^{ハシ}依^{ハシ}てかくりと本心^ト取失^スと^シあり箇^カの節^ハ叱^{ハシ}り励^スと氣^キ付^{ベシ}されば肝要^ハ事^ト苟^{ハシ}くよ^ハ大事^トの處^ト斗^{ハシ}り直^{ハシ}と押^{ハシ}逐^{ハシ}と取^{ベシ}先第一切^{ハシ}相^{ハシ}手^{アヒテ}并^{ハシ}如何^{ハシ}意趣^トと切^{ハシ}られし哉^{ハシ}の旨熟^{ハシ}尋^{ハシ}べし外^ハ事^ハ氣乱^ス申^{ハシ}口不^{ハシ}都合^スあるとも相^{ハシ}手^ト慥^{ハシ}より^{ハシ}あり所^ハの者^ハ右^ハの趣^ト傳^{ハシ}聞^{ハシ}を奥書^{ハシ}所^ハの者^ハの申^{ハシ}を趣^トも書加^{ハシ}取^{ベシ}又申^{ハシ}口盡^{ハシ}乱^ス前後^{ハシ}正体^トをき^{ハシ}ことと云^{ハシ}取用^{ハシ}ひ難^{ハシ}よナリ立合^{ハシ}の親類^{ハシ}所^{ハシ}の後人^{ハシ}共^{ハシ}其趣^{ハシ}の書付^ト取^{ベシ}其上^{ハシ}其節居合^{ハシ}セレ者^{ハシ}

切^{ハシ}られし場所^{ハシ}近^シ辺^{ハシ}野^{ハシ}邊^{ハシ}あはれど其辺^{ハシ}作^{ハシ}居^{ハシ}者^{ハシ}其外^{ハシ}少^{ハシ}とも手^{ハシ}掛^{ハシ}け^{ハシ}ば食^{ハシ}淺^{ハシ}遂^{ハシ}吟味^{ハシ}の爲^{ハシ}方^{ハシ}手^{ハシ}荒^{ハシ}あはれど却^{ハシ}て言^{ハシ}ひ^{ハシ}るを^{ハシ}せ心得^{ハシ}り^{ハシ}ざまこと^{ハシ}あり

一手負人クロ書^{ハシ}其者印形^{ハシ}を^{ハシ}と身體^{ハシ}自由^{ハシ}あらず印形^{ハシ}致^{ハシ}難^{ハシ}時^{ハシ}所^{ハシ}の名主^{ハシ}又^{ハシ}親類^{ハシ}内^{ハシ}重立^{ハシ}し者^{ハシ}受^{ハシ}取^{ハシ}せ手^{ハシ}負^{ハシ}人^{ハシ}誰^{ハシ}申^{ハシ}ト^{ハシ}虚^{ハシ}妄^{ハシ}之^{ハシ}付^{ハシ}右^{ハシ}の者^{ハシ}印形^{ハシ}独^{ハシ}者^{ハシ}受^{ハシ}取^{ハシ}代^{ハシ}と^シて口書^{ハシ}印形^{ハシ}仕^{ハシ}ト^シ其文言^{ハシ}の未^{ハシ}よ加^{ハシ}べし一手負^{ハシ}の口書^{ハシ}其者の名^{ハシ}の脇^{ハシ}當何^{ハシ}何十^{ハシ}歳^{ハシ}と記^{ハシ}べし

一手負人^{ハシ}其者印形^{ハシ}を^{ハシ}と身體^{ハシ}自由^{ハシ}あらず印形^{ハシ}致^{ハシ}難^{ハシ}時^{ハシ}所^{ハシ}の向^{ハシ}或^{ハシ}隣家^{ハシ}吟味^{ハシ}の上^{ハシ}口書^{ハシ}取^{ハシ}其外^{ハシ}其節^{ハシ}の時^{ハシ}宜^{ハシ}よ^{ハシ}口書^{ハシ}取^{ベシ}品多^{ハシ}り^{ハシ}免^{ハシ}角^{ハシ}吟味^{ハシ}の趣種^{ハシ}と^シよ^{ハシ}ね様^{ハシ}約^{ハシ}と取^{ベシ}一手負見^{ハシ}其^{ハシ}節^{ハシ}添^{ハシ}檢使^{ハシ}奉^{ハシ}ら^{ハシ}口書^{ハシ}兩人^{ハシ}別^{ハシ}間^{ハシ}隔^{ハシ}相^{ハシ}口^ト取^{ハシ}り

手負の妻子又親類家來其外立合し者の申口を引分て房き吟味
致し合え合ひゆうと見る為が、一人見合のときを手負の口上を取
消し上りて坐敷を隔て他の者の口を問ふべし。尤も手負の口書より親
類村役人承知の印形と取り其外の口書を村役人斗り立合せ取べし

手負ハ何處より肉腫へ血落入とハ助うるか

一 痘の瘡所より肉薄き所の長の四分一と深め取り骨へ切入しハ助
らぬあり又急所と斬きしハ薄手よりも死をもあらず箇所の瘡所へ深知
ゆく由記とべし何とぞ知ゆる旨若し察当りて急所と取扱ひ致し
難きよ付深寸法取難く凡と見及レ所ハ何程位も有べく旨申上るか

一 一尺令ハ眉間より鼻の間と切下うね瘡長四寸からず此四分一と見て深

一 寸とし其頭の鉢へ功込よ付生れる者あり是木の枝の眼鼻の間の凹

と深く取てよし

一 鎗疵の深知と難き故書又りて勝出しひ其趣と書べし

一 死人の疵の深を書又りて長斗と記をべ

一 手負見分行し節の先名主の宅よ着し季細の様子と尋ね食更かば
し随分心と著着始終の工夫と致し難くよ罷越羨第一あり

一 右手負は付大勢科人から出来べき様子あらざ隨分勘辨と致し事と
く清をねの心得肝要あり但し此云へどと大事の儀と見遁すとハ惡し
兔角相手ゆく一人ならば大勢へ掛らばる様をぐし然し時宜よもべ
し手負の当人を自分の苦痛と心氣乱すと云ひて有りゆゑと云ふ
事あり都て檢使の耳よ入てへ閑流しの成難左そねバ無益の事よ手
間じき小き事り大く成てらるあり勘辨第一あり

一都て吟味の為方ハ扇子と開きる如くあはし扇^{アキ}ハ未廣^{スヒコ}と元
トモ束ね要^{シカ}と以てメテるをすあり吟味り此の如く廣^{クタ}ノも事と次
第^タ縮^リる様^{ヤハ}取扱ひ束ねて左角^{トモ}右角^{トモ}心得第一あり
一見分^ヒ吟味^ヒ古^シ清^シ口書^シ残^ラ取^リ止^シ証文^シ云^シ取^リ是^ハ当人の
親妻子并^モ親^シ村役人百姓共^モ印形^シと取^リ其文^シ此度何^モの儀
ニ付申上^シ残^レ儀^シ之^ハ願申上^シ巻^シ筋^シ決^シニ付坐^シあく^ル申^シ文言^シ
其時宜^シ依^シ書加^ヘ然^シと^シぎ儀^シ書添右^シ者共^モ印形^シと取^リ但^シ
村役入^シ奥書^シ立合文言^シと右^シ趣^シ書加^ヘ印形^シと取^リし
一右^シ外定^シ木錢^シ証文^シと取^リ是^亦付^リ逗留中^シ非^シ分^モ儀又古^シ馳走

がぬしき儀一功仕うする趣書^シ加^ヘ取^リべきあり

○手負取扱ひ并^モ忌^ベき事

一切腹ふど仕損^シ腹^ハ刀^シ貫^シ倒^シ手負^ハ多く右^ハ倒^シと^シる^シ
其刀^シ抜^シハ刀^シ兩指^シと^シ挾^シ腹^ハ皮^シと^シ抓^シせ刀^シ抜^シ其口^シ
塞^シぐべし勿論皮^シ右^シ方^ハ押^シ寄^シ塞^シぐあ^シ然^シ時^ハ肉^シ穴^シ皮^シの穴
と^シ喰^シ違^シひ^シあり^シ腸^シ出^シあ^シ板^シ坪^シの蓋^シ金^シ物^シ瘡^シの所^シ當^シ後^シ
方^シナ^シ布^シ引^シ廻^シ緊^シ結^シ置^シ巴^シ醫師^シ來^シゆ^シ別^シ條^シふま^シあ^シ坪^シ
の蓋^シ當^シ風^シ厭^シ又^シ醫^シ師^シ來^シ取^リ時^ハ口痛^シまぬ^シ只^シ布^シ
と^シ卷^シ或^シ外^シ品^シ當^シ時^ハ血^シ當^シ物^シ粘^シ付^シ引^シ放^シ時^ハ苦痛^シ元^シ
疲^シ又^シ口^シ風^シ入^シ破傷風^シ云^シ病^シ若^シ落命^シあ^シ
一疵^シ口^シ腸^シ出^シ早^シ入^シ右^シ如^シ置^シ脇^シ出^シ真^シ

終マツを置フタバ風當カタリ影カタ乾シテき入スル兼命危シキし又血多く出トマツて止ムらぬ時ハ波ハ布マツと卷マツべし血止シキマア

一手負テラヒニ女カノコと近付カタヅクビククに仮令縫カハスうる疵キズカドても破ハ且シテ心氣亂ハタキ申口紛ハタキくとシテ前後ジヨウもあり初ハジ正氣マサキリ申せし跡ハタキ乱ハタキレ初ハジの申口ハタキも疑ハタガひ出来ハタガタて決定成ハタガタ難ハタガタきてゆるもあリ尤モナメも書上同ハタガタホウジテレくあるもあリ依ハタガタて妻子カノコ方カタとも女カノコハ側カタヘ近付カタヅクくかシテても疵キズ口ハタキ破ハタケルマア呪ハシマや縫カハスうる当坐カタスとや尤モナメも慎ハタシムベキハタシムトアリ一手負テラヒと眠ハタクらハタク氣弛ハタケルと血死ハタマリする由ハタシム療治ハタシム致ハタシム難ハタガタきハタガタのハタガタ又ハタガタ奇怪ハタクバある夢ハタシムと見て驚ハタハタくとゆり然ハタハタる時ハ身体ハタハタ破ハタケル死ハタマリむハタマリ一手負テラヒハ隨ハタガタ子カタと付ハタケル又ハタガタ比ハタシム奥ハタカタあリ叱ハタハタ励ハタハタをハタハタレ手ハタハタ負テラヒの者ハタガタ眼ハタハタうハタハタも

老ハタハタうそ死ハタマリを又眼ハタハタをハタハタて傷ハタハタくハ生ハタハタるもア又曰ハタハタ紅白カタハタの紙燭シソクと顔カホと見ハタハタる也ハタハタ赤ハタハタきハ生ハタハタる左ハタハタあきと死ハタマリもア死ハタマリをべき手ハタハタ負テラヒハ足ハタハタと踏延ハタハタ手ハタハタと握ハタハタるりハタハタもア一深手ハタハタと即死ハタマリの者ハタガタハ疵ハタハタの深ハタハタと記ハタハタを及ハタハタノビ長斗ハタハタと書ハタハタア若ハタハタし相手ハタハタと捕ハタハタへし時ハタハタハ切ハタハタし旨趣ハタハタ一通ハタハタと尋ハタハタねベレ仮令理ハタハタハ強ハタハタくとも片口ハタハタとハタハタハ証ハタハタと房難ハタハタし依ハタハタて只ハタハタ斬ハタハタレ事ハタハタと例ハタハタ届ハタハタきハよし殺ハタハタせし者ハタハタ何ハタハタきハタハタも解死人ハタハタあり其外ハタハタの吟味ハタハタを前ハタハタも准ハタハタ都ハタハタて相手ハタハタハ嚴ハタハタしく搦ハタハタめ置ハタハタ手ハタハタの者ハタハタと番ハタハタも申付ハタハタるあり尤モナメも斬ハタハタられし者の親族ハタハタの内ハタハタと相番ハタハタも申付ハタハタる之ハタハタ自殺ハタハタを防ハタハタぐ為ハタハタあり勿論村方番人共懷中ハタハタと改ハタハタめさせ扇子ハタハタ楊枝ハタハタ小ハタハタ至ハタハタる迄持ハタハタせぬ様ハタハタもベレ囚人ハタハタを下帶ハタハタ小ハタハタ近外ハタハタを手鎖ハタハタと打足ハタハタよハ羈ハタハタと打腰繩ハタハタと此度繁ハタハタぎ置口ハタハタハ管ハタハタと含ハタハタもうもア但ハタハタし吟味ハタハタ手間ハタハタが分ハタハタバ囲ハタハタと申付ハタハタ入置ハタハタベレ

校正地方落穂集卷之九
一斬レ者知レる時ハ殺スルレキし親類共平日心當スルの有無と尋ね又ハ村役人へも入札申付或ハ銘メイクく家内と吟味し刃物衣類ホと改むべし其節用ひし刃物又ハ殷血付仮令洗ハシムても油氣抜スル又衣服ハ其場マツを洗ハシムヘバ際立表ダラフミテレシ知ルとも綿ロタへ血シミの森スケなると拔スルるをめあり其時シナの品ヨリ由リ吟味の為方種シカクイロクべし

東京 大月忠興 補訂

校正地方落穂集卷之九

校正地方落穂集卷之十

目録

- 一 鯨分一定法之事 ○ 流鯨の節注進書之事
- 一 鯨見分又罷越ハシメテ手代吟味心得之事 ○ 同落札金高勘定所へ書上之事
- 一 同十分一承立残金村方へ被下候同書之事
- 一 金山問屋運上割之事
- 一 檢地以後取箇付様之事
- 一 檢地以後取箇付様之事
- 一 私領と八組し御用の節書上心得之事 ○ 直參の名殿付之事
- 一 諸納米金同の儀又付字書之事 ○ 穢多煙込納米金之事
- 一 莖雁島山取計ハシメテ心得之事
- 一 百姓割合物ハシメテ付被仰渡ハシメテレ品之事 ○ 無地高類辨高之事

一運上差上ト事

右と下總國銚子浦鯨の儀モフチ付相定る

寛文九年の定法デカオカより寄鯨御料私領入組ヨリクノジムの處へ寄り付ヨヘぞ御料の方へ割賦ワツの内ヲ半分ハーフを御料の者へ下され御料私領ヨリクノジムを立會合突タマツキせし鯨ハ

御料の方へ割賦の内五分一運上ト事

但し私領入會分鄉ヒヅガムは流鯨ナガシフジこれハる節セツを定タマツキの通りモ分け一村高タタタよ

割付地頭ワツヅチへ之シを下ダす是コレを享保九年十二月四代官原新六郎タケキ等ドウ

其趣オニギ伺ひシテ上ト事

一沖合カキモリは流ナガすト見つけ引付ハサウエとト流ナガき鯨ハシモとト自然ナチュラルは岸カギへ寄シタり流ナガすトとト寄鯨ヨリクノジムとト突ハリ鯨ハシモとト見シテ突ハリとト鯨ハシモのことコトありアリ依テて不時ハジよトあマことコトありアリ

○流鯨之ハシモる節注進書シナリオ事

一常陸國鹿島郡下津村沖合カキモリ長九尋ナロウ流鯨ハシモるト付引付ハサウエ外旨延ムチエキ享二年正月注進シナリオぬわト小間ヒヅカ勘定所カントウショへ早速サソク注進申上ト趣左カイツサの通りモ

の通りモ

覚

一流瘋鯨一本 長九尋程

常陸國鹿島郡

下津村

右私領代官所常陸國鹿島郡下津村沖合カキモリへ當正月廿四日ナニヨ流鯨ハシモりト所シテの者見付ハサウエ船ボート差シテ出し右村岸カミガシマへ引寄ハサウエ申シテ外處エクジ御ハサウエおモ相見シテへ其シテ上アッ跡トトロほモこモれありアリ數日ハナツ流ナガきト休ハラ相見シテへトよシ訴出ハサウエ付ハサウエ早速サソク手ハサウエ代差ハサウエ見シテ吟味致ハサウエ追ハサウエ可ハサウエ申シテ上トへト先ハサウエ注進シナリオ申上ト

丑七月

御勘定所

○鯨見分は罷越外手代吟味心得の事

一見分は羅越ト手代鯨見分以もし惣文何尋鋪掛その外疵の分見分以も
右の趣ノ々相済スト例ハ
一流鯨寄鯨ホシナアリ勘定所へ届けの節文言の内へ生魚の儀殊ヨ数
日流きト肯申トヘぞ手間テマどきトてを魚次オル古く相あり拂直段下直
ムあり申がくト間手代見分の上直タナヨシ拂の積り入札申付シ拂相済
ト上繪図入れ差上トアリ仕立ネカキクワ書加ヘト儀然アグトアリ前
一

右の走
一見分は羅越ト手代鯨見分はるし惣丈何尋鋪掛そ外疵の分見分はる
レ新ヨ切トトノト箇所の有無を吟味レのノノノ繪図もあたゞ申がく
繪図認め方を脊通と左右二枚腹の方を一枚都て三枚ヨ書在し尤モ村

にて前々の振合もやまびきより猶尋ねべきとあり右の繪図面を
補がけ其外疵口キズガタの寸尺チクサツが巨細コナリと認むべし
一諸鄰鄉ザリニニコウへ入札申し觸猶ホレキシ落札マレギンの増金ザイヨウ吟味イムツし此上増金あり乍ハヤシタ
段申トリ増金の儀を再応吟味イムツし申レトヘども此上相増カクヨウレドモトモ望
うむふや旨シラフ落札ハタツ入り證文取ヒヤウモり

覓

一
流
疵
鯨
一本
但長九尋二尺五寸

内金三分吟味又付增

右モ私モ代官所常陸國鹿島郡下津村ヘ引寄せト流セ鯨の儀先達て内
下知伺ト外入札吟味仕リ一应伺の上ヨモ相拂ひ申セ多^タく旨仰セ度サ

キナ付其段見分の手代方へ申つゝハレト處右飛脚夜中罷飯り手代
方トテ申越ドソ村々入札相觸ル处買人共相願ひトモ九鯨入札仰
せ付らシトヘトモ璇キタトモ殿と相知を兼ト間切分け入札仰セ付り
外ヘぞ買清トヨ手間も相からシト間右の分見込リて入札仕合旨相願
外ヌ付願の通り切分入札申付ル處全体鯨古く其上春暖の儀時候レ
く外間此上四五日もサクアリトヘぞ皮肉油減じ肉腐ミ用立リテ
間入札仕リ難ガさよし左トヘそ無益の筋スジ羅アリト間以下知ニ相違
仕トヘ共直拂の積入札申付札数三十五枚の内落札書面フ通ヨリ坐ト
増金の儀再立吟味仕トヘトモ鯨古く此上増金成リ難き旨申付漸
く金三分増申付都合代金三十三兩ノモト由拂申付ト旨申越ル則ち入
札三十三枚外ヌ書付三通繪図三枚相添ヘ差し申ト右金禹の内十分

一上納残金村方へ下さルトア追て同書差し出し申付ト右山届の
為り申上ト以上

閏二月

何 誰印

御勘定所

○十分一取立残金村方へ被下ト同書の事

覺

一流疵鯨一本 但九尋一尺五寸 橫一丈三尺 常陸國鹿島郡下津村

此代金三十三兩 内金三分吟味又付增

内二十九兩二分永二百文 取揚外所の者へ被下ト分

残金三兩一分永五十文 十分一運上

村惣高百廿六石一斗三升五合 内分左の通り

高十七石四斗四升四合五勺

金一分永二百六又三分八厘

市料分

萬百八石六斗九升五勺

右を先達て申注進申上置ト私代官所松平清五郎知行分郷常陸国震島
郡下津村沖合より流き鯨ありあると付去月廿四日引トセ訴へ出ト間早
速手代差使りハシ見分吟味仕ト處鱗ウリソテ上下口先アレ不く其上
數日海上ヒ流ヒと相見ヘ切疵數多アねウリ夢一腹下のノミヒ切
肉崩ヒ腐居ト右鯨由押の積市料私領村ミヘ入札相あキト外處札數三十
三枚の内書面の金萬石下津村半兵衛と申セリ落札ヨリ坐ト間増金
吟味仕ト處鯨肉腐キ油垂セ少くトモヘ増金仕リ難キト青申トヘども

再應吟味仕金三分易増合金三十三兩アテ落札ヨ申付トノルヨ依て流
き鯨正定めの通り右金萬の内金三兩一分永五十文運上金其内永四百
五十六文三分八厘上納仕ト金二兩三分永九十三文六分二厘右村分郷松
平清五郎ヘ下され残金二十九兩二分永二百文市料私領の差別あく下
津村一村ヘ下されタヤリ仕ム奉存ト然アヘ於てそ右運上永四百五
十六文三分八厘正金蔵ヘ上納仕ト當丑年ト勘定元又組仕上ヘリ積リ
正證文下さね空くト以上

延享二廿年二月

何 薙印

附紙書面庄の通

一其方代官所松平清五郎分郷常陸國震島郡下津村ヨ此度流キ鯨之ア

外旨訴出ト又付手代差をハレ吟味の上入札申し付金三十三兩ヨリ拂ひ申付られ外間右金の内訳定の通り十分一運上申付られ此内高割を以て永四百五十六文三分八厘上納以るし金二兩三分永九十三文六分二厘を分郷松平清五郎へ相渡シ残金の儀を下津村へ下され外やう相同^{スル}承知せしめ外然^{シテ}かわくそ同の通り取計^{スル}は料のか運上永四百五十六文三分八厘取立上納以る所外當年正勘定^{スル}組仕上申を少く断本文三百文以上

丑二月

差上申證文の事

一金廿九兩二分永二百文

鯨口拂の内
村方へ被下れ

右を先月廿四日常陸國鹿島郡下津村へ引付ト流^{スル}鯨口拂^{スル}仰せ付ら

き都合代金三十三兩の内十分一運上金三兩一分永五十文上納以るし残金書面の通^{スル}渡^{スル}下され請取奉^クト早速飯村仕^クト料私領の差別あく割賦仕^クト相^シまし申を少く右割合の儀^{スル}付若し不^シ埒^{スル}の美由坐^トち後日^レ相^シまし申を少く付若し不^シ埒^{スル}小も仰せ付^クべく外依て證文差上申処如件

延享二年二月

常陸國鹿島郡下津村

名主 誰印

組頭 誰印

百幾 誰印

何^シ誰様

御役所

○金山問屋運上割之事

一 豆州青野毛倉野金山元禄十六末年代官小長谷勘左工門の節取立左の
通り

一 砂金一匁より一匁二分まで

無運上
十五ヶ一 一肩上納
右内 十四ヶ被下

一同一匁三分より二匁二分まで

十ヶ一 九ヶ被下
右内 四ヶ被下

一同二匁三分より三匁二分まで

五ヶ一 三ヶ被下
右内 四ヶ被下

一同四匁より五匁九分まで

二ヶ一 二ヶ被下
右内 一ヶ被下

一同六匁より八匁まで

三ヶ一 三ヶ被下
右内 二ヶ被下

一同八匁五分より十匁まで

ニヶ一 二ヶ被下
右内 一ヶ被下

右と佐渡荷一荷より出る金目より書面の運上市取立より但出
繼一荷とりふと蓬一枚と二ヶ切としを半枚と呑よひより此内へ出繼

一 右同断元文元辰年齋藤喜六郎代官のサリ江戸町入木村彦七問屋願の
節運上割左の通り

佐渡荷一荷付

無運上

十五ヶ一

一荷上納
十四ヶ被下

十ヶ一

右内 九ヶ被下

五ヶ一

右内 四ヶ被下

三ヶ一

右内 二ヶ被下

二ヶ一

右内 一ヶ被下

一同一匁より九分まで

一同二匁一分より三匁まで

一同三匁一分より五匁まで

一同五匁五分より七匁五分まで

一同八匁より十匁まで

○検地以後取箇付の事

一七月以前の検地よりへぞ検地位付の根取、當立毛と對し、相應の取箇付
三月以後の検地の場を田畠とも見取る所あり

一私領と入組付用の儀を書上付節城付とぞ何の誰在所とぞ多む
レオチケムサト領分を誰知行所と認め城地を書ぬことあり

○直參の名殿付と書事

一代官より在所へ廻状たゞハレ付節直參の名を犯すこと無れりま時を
何の誰殿と書く法ありうるを上と敬て殿と付スあり

○諸納米金伺ひと儀と付定法書の事

一前年貢米京大坂江戸山藏納の節船中よりかく大沢手小沢手蒸米色取

鼠喰のうねあらびよ米性よりしうん山内蔵納めあり難き分と買納め
カヨムもあらびき客あらども左様とぞ納主逗留あらぐ其他品々入用
もかくと付間米手文へふき節と金納よからぬべく然るを記そ右
金の儀と米納國との直段とからりん京大坂江戸納めとも又其節の
山張紙直段米三十五石より付金四兩高銀納めの場所を右割合とづて
米一石より付銀六文高の積と以て相同スベキト
一惣て三分一あらびよ品々定石代其下津出碓所の分畠方米納の場所
金納める人あらびに其年より惣て米石代よりはと廻米残りの端米お
もべく此類の金納をその時の山張紙直段三十五石より付金二兩高
びよ三分一金納スルある國とも右同断銀納めの場所を右の割合と以て三
分一直段米一石より付銀五文高の積スあり

○穢多煙込納米の事
一穢多煙込持高古年貢近年金納相成處當年より古來の通米金銀を相
納めト苦ヨト間外並の通り諸役かゝリ物當寅年より取立申シテベく

外事

享保七寅年五月

○菴鷹山取計心得の事

一菴鷹山ある村丈配の内よりあると正月初め羽入り唯鷹農者
より雄鷹餌をもびと云ひ有無を吟味し若し羽入りあるとぞ菴
鷹の所とよく見届けさせ見分の上注進申し上下知と同ムあり村方
より取り付書付の案文を前々引付さんあると付之を記す
一鷹居上の前又居上の時分を注進シ申レバヘど右居上とて鷹匠承る

ありうれよ依て此くうごとを菴鷹なり村方を物成の内にて年く鷹扶
持と残しやあり其真数を大体鷹匠逗留の日数及び人數を承り合
せそのうべし

○百姓割合物は付仰せ渡され外品の事

一田地へからざる村入用祭礼と寺社奉加の品ハ軒別は仕立べ
く事

但し雨乞の入用地面はかゝリ類と高割は仕立べく事

一山林野高のる前より入會の地相對をりつゝ村限は割合事アレ
有るを本百姓を申したまびに出作あらびよ水呑家抱小前の
者ナモ人別割は仕立べく事

丑十二月

○無地高の類并高の事

○讓鐵炮あそび小船積鐵炮の事

一讓鐵炮の儀を同村の内にて受取渡レト儀を代官の了簡をりつゝ譲リ
渡ませ同ひ小及ちて他村へ譲りミナレトことを決してあり難レ
但し當時を他村へ譲りシレの儀も同の上あきど仰せ付られト事
一鉄炮舟廻し儀江戸より出鐵炮五十挺ナマクテウカフナマク
手ととりトヘゞ浦賀通船とまにあリ五十挺余あるときと老中の證
文あくノミを通さぬことあリ又江戸入鉄炮を縱令一挺ナヘモ老中の
證文アリムアリムを通行あくぬことあリ

○傳馬町へ人馬申しつらひに次第の事
一上十五日 京橋傳馬町
一下十五日 大傳馬町
馬込勘解
ヨレザハカズヘ
マゴメカゲ

右の通上下十五日宛両方へ傳馬觸申し候り候あり 駄賃の儀を馬又
て人足申し付け候あり 且朱印下されりせうと人馬足申し越され
馬タタキと毛を馬一匹ヒキと人足よ引かゆることもされあるをあり 但し上十
五日京稿ケウガレと駄賃傳馬相つともしきど由朱印人馬を傳馬町コロエと相勤め
下十五日傳馬町コロエと駄賃傳馬相つともしきど由朱印人馬を京稿ケンガレと相
勤めシム石の心得シムと觸つゝりべし 且つ朔日シヅカよ入用の馬を晦日ミツカ
申つゝハレ觸狀を京稿ケンガレへ申つゝり候あり 十五日よ入用の馬觸を十四
日よ傳馬丁ヘツラワニと申つゝり候あり

○品川附出し荷物費目定書の事

一本馬一駄承掛

廿六貫目

此外蒲團中數跡付小付ホ二三貫目の用捨仕ゞぐく

十八貫目

一輕尻

此外右同断

一駄荷一駄

四十貫目

一人足一人持

五貫目

一無物一挺

六人掛

一山乗物一挺

四人掛

長持一棹

三十貫目

但レ六人

以上

一江戸坂道法百三十七里四丁一間

但レ宝水四亥年十月地震ニ付道付替リ此度十三丁増

上リ本荷一駄十高

一錢七貫七十三文

同荷あレ駄賃十高

一同四貫六百七十五文

同人足賃錢十高

一同三貫五百文

下リ本荷駄賃十高

一同六貫九百四十二文

同荷あレ駄賃十高

内一貫二百五十九文

内八百十文

内一貫七十五文

内一貫六百四十二文

外人足役一宿

一錢四貫五百五十九文

内一貫二十七文
右内

同人足賃錢十萬

内七百六十七文
右内

一同三貫四百四十五文

内一貫五百三十三文
此度三割增

一江戸ナリ道法百廿六里六丁一間
京都ナリ

但レ馬繼五十三宿

上リ本荷一駄十萬

内一貫五百三十三文
右内

一六貫六百七文

内一貫七百文
右内

同荷無レ駄賃十萬

内一貫七百文
右内

一四貫三百七十文

内一貫七百文
右内

同人足賃錢十萬

内一貫七百文
右内

一三貫二百七十五文

内一貫七百文
右内

下リ本荷駄賃十萬

内一貫七百文
右内

一六貫四百七十五文

内一貫百六十七文
右内

同荷ふレ駄賃十萬

内一貫百六十七文
右内

一四貫三百七十四文

内九百六十六文
右内

同人足賃錢十萬

内七百二十五文
右内

一三貫二百廿五文

内三十一文
右内

右ナ高の外荒井桑名船賃内所合て
荷物一駄十萬百四十六文

内十二文
右内

馬一匹口付とも百四十五文

内右内
十二文

人足一人ナ高五十七文

内右内
十二文

一江戸ナリ道法合百十九里十五丁五十三間
草津ナリ道法合百十九里十五丁五十三間
上リ本荷一駄十萬

内右内
十二文

一五貫九百四十八文

同荷ふレナ高

一三貫九百一文

同人足賃錢メ高

一二貫九百七十五文

一佐屋路道法合九里

上イ本荷駄賃

一二百四十二文

同荷ふレ

一百五十八文

同人足賃錢

内二十六文
内二割まし

内五百文
舟路共馬次四宿

内六百五十一文
内此度三割まし

一百廿二文

右の外佐屋トノ桑名まぐの船賃左の通り

荷物一駄三十一文

馬一匹口付四十二文

入足一又十七文

一水戸佐倉道水戸佐倉道宿モモ助郷村

引付テ入馬出レシ助郷と定キリ村モあたこモ

壹岐守カ此の道中寺カヘ承リ合ハ处右の通申来る

一江戸ナ千住宇都宮道法三十六里十二丁廿間但し馬次廿三宿

木荷一駄一高

一貫五百十五文

荷ふレ一駄一高

内二百五十九文
内二割まし

一貫五十文

人足賃ナ高

一貫八十九文

一里光道中ナリ全生通道法三十五里半廿間但し馬次十九宿

本荷一駄ナ高

一貫五百二文

荷不レナ高

一貫九十四文

人足賃ナ高

一貫五十一文

一里州通ノ信道法合五十三里二十廿三間

但し馬次四十四宿

内右百四文

内右百四文

内右百四文

一貫五百四文

本荷駄賃ナ高

一貫五百七十八文

本荷駄賃ナ高

一貫七百四文

荷不レナ高

一貫七百四文

人足賃ナ高

一貫二百九十一文

一江戸ナリ奥州道法七十七里三十一丁半 但し馬次三十九宿

一岡ナリ水沢まで八里 同所ナリ荒濱まで十三里

一同所ナリ米沢陣屋まで十六里 川井役所まで三里あり

一米沢川井役所ナリ八の戸まで八十六里

一酒田湊ナリ品川ナリ海上三百七十九里

一荒濱ノイ品川ヲヘ海上百三十九里

○山林伐出し山場所繪図の事

山林の内字何と申處伐出し山申付られ先づ見分ヌ罷^{スル}越レト^シ其
林付の村方へ着レ名主組頭^{ナヌシノミカゲ}を右用の報^{ハシメ}と申レマシテ伐^{キル}べき
場所の様子手配^{ハセタツ}の次オ^{レダ}ト熟^{トトコ}と相^シたび^シ名主組頭^{アシキ}を案内^{シテ}右林
の境通^リと見分^{サク}テ^シ百姓山の境^ヨと境通^リヨ堀切^{ホリキリ}ある事^{アリ}此
筋^{スル}水繩^{ミツナワ}と引き方角^{ハタケヅ}とく^シ間^{スル}数方角見切^{ハタケヅ}の所^シ字^シと帳面^{ヒラ}と記^メバ
右のやうに^{シテ}境^シと見るあり尤^モ終^フの所^シの字^シと記^メバ^シ右圓内山の
平尾崎^{ヒラオカ}ホ^シ見取繪^{エゾ}圖^シも^シレ^シれ^シを^シ惣^{ソウ}圓^{ガム}の境^シと^シるため^{アリ}又林内
大山^{オオヤマ}あ^リ字^シ切^{カツ}尾崎^{オカ}切^{カツ}上^{アベ}を峯^{カミ}境下^{シタ}を根通^{スル}際限^{ハシメ}を立^{シメ}て場所^シ見
積^{ツモリ}出^シ山^{サン}を^シの内^シと^シて^シ境^シと^シく^シバ^シ仕方前^{ハタケヅ}と記^メと^シけ^シと

伐出し山の分^シそ^シれ又其字地境^{ジヨウ}ハ^シ所^シの役人^{ハトメ}も^シ案内^{シテ}人^シ足^シ以^テ境通^リと^シ分^シる^シせ見切^{カツ}の所^シ又杭^{ハシ}を^シ打^シ向^シの見留^{シテ}も^シ杭^{ハシ}を^シ打^シ元杭^{ハシ}より番付^{シテ}と^シ内^シ前^{アヘ}へ見通^シと^シ棹^{ハシ}と^シ立^{シメ}紙^{ハシメ}と付^{シメ}て立^{シメ}休^シ見盤^{シテ}と^シ見通^シ一^シ番^{シテ}二^シ番^{シテ}へ何^{シテ}歩^{シテ}と方角^{ハタケヅ}間^{スル}数^{シテ}も^シ帳^{ヒラ}と^シべし^{シテ}間^{スル}數^{シテ}水繩^{ミツナワ}ヨ^シ此^シの^{シテ}ごとく^{シテ}見清^{シテ}置^{シメ}体^{シテ}の山繪^{エゾ}圖^シを^シ取^{シメ}大繪^{エゾ}圖^シヨ^シ伐^{シメ}出^シ所^シ見^{シテ}か^{シテ}あ^リ尾崎^{オカ}多く繪^{エゾ}圖^シ面^シと^シ分^シり^シ准^{シテ}と^シき^シ右^シの形^シと^シべし^{シテ}繪^{エゾ}圖^シを^シ分^シり^シあ^リぞ^シ別段^{ハシメ}大繪^{エゾ}圖^シと右^シの場^シ所^シヘ^{シテ}バ^シセ繪^{エゾ}圖^シシテ^シ豊^{タチ}ミ繪^{エゾ}圖^シヨ^シてもよし然^シあ^リこれ^{シテ}巧^シ者^{シテ}の入^シること^{アリ}

○山の木立見^{シテ}事

一山の木立^{シテ}と見今^{シテ}も^シ先^{シメ}づ峯通^リ半腹通^リ裾通^クと^シ二段^{シテ}見^{シメ}

べし此見やうと峯通りと木立の厚薄を見坪場ハ中分の所と十坪
より百坪とも境と極め其内にて何百何十何本と見つもて繪図面の坪
数へ乗じ大凡の木数と見ることオ一ありて一本ごとに序端より其
木の皮と削りを番付とするし寸尺と廻して大サを見る巻ぐみにて
し又其木の大小は元伐丈と三四尺成を五六尺ジ、ものとし其上
の方にて大サと多くあり階子と用勿論元伐丈の中分とも廻りとく
右木品番付と記し大サと帳よ記をべし長サと伐倒して後ヨリとてよ
し帳面よ地取とておべし半腹裾通りもくらよ同じ

一惣て峯通りと凡強く當りゆく木の育ちやしく延少して曲り木勝あり
大体を松多たきのあり然せむ峯に生じて松を大ともちぢぐく木筋
ぬぢきてそぞ田々へ渠引物よほよく格別強し惣どて松を何など

重と受てもあるむこと無し況んや峯生の松を凡兩より是を
わたりとして育つゆへ別して強く水よも寄りをし中腹と木立茂
きつありしなむ依て大木を少ふくなれとも水の延をなすあう裾の
方を木まづよして雜木多たきあう杉檜のゑん別して育ちよし
杉檜を湿氣と好むやへある尤も凡よ當らざるやへ真直よ育ちて大木
多たきあう

一木立の内大木の間よそ雜刀切鎌折木の雜木のあくられを別し
て木立よ厚薄なりきのあり是ナのまゝ巾二三間長十間不とも折り
とくせ束の結い何尺廻り一坪何束と見て平均と考へべし尤も大木の
近所と生立薄たりのあくは是ナを勘弁して惣体の坪へ一け東積うとそ
るを右と大方違くねまく

一右伐出し山請負人へ申し付られり見分のとて立合ひ候べしむ
山元の名主組頭長百姓市林守トヨソトソノ是立合さるべきことをあつ
論繪図書物ハヘト右の者ども立合印形と取るべし古山清負人へ引き
カムシトツ木數木品の寸間と目録より申し右木數立木にて請う
外旨あらびより定杭境通りのわたり一切差違申を因じた段の外件
くよ付てを締合の証文と取ゆべし

一書物と繪図と其場所とそぞく相違ふをやうは念と入ておき候べし
右伐出し山の浅は付村方より取ゆべき証文もこれあり然しけど
其節の時宜よりべし

一五分一尺三寸三分一山分以もしサトと右今ト場所と繪図と
委しく今トヤリ志をむべし山分の儀何方より何方まで何と境と

字を銘々これと記さる

一山の木立大方此のごとくあるとも山の模様よりて一槩より定め難
し日受風當りホコテ次オヨリアリ木品も之よ准を

○立木根伐の事

一山の木立を裾通りより伐初よりあり山出しお勝手より多くあり先
づ伐すべき場所を鑑定苗木と筋て足場とよくして伐るべし麓の費
もふく勧も仕よれりありて根伐とをよ倒さるべき方より峯の方へ倒
をが至てよろしかれり若し左やうふく難きとを左右へ返らべし谷
の方へを必ず返さべり山出しこれ成り難きとす此心得りて下よ
り段々上へ伐つべり山出しこれ人夫ホのわくアレ少く勧も仕よ
くて足代苗木ホの費もあし

一山の木を伐るは足代とかけ木の返る方へ留木とすれ木と仕りけふあり是を木の損せぬ為且と大木取扱ひの為あり

一請負人山師ふどん伐るにそ地上六七尺置て伐るありてはよより足代として札二三人にて廻り伐よき多く根より伐て直よ打返せられ木の真ねぐることなく地上六七尺も置て伐放し切口を下へあらし落せぞ立木のまゝにして自然よ返るあり是も返るた方を極め仕りて倒さるあり

一右の切口へ改役人極印と打たり勿論折木へも打べし其上前条ヨ記を所の長サ寸尺を書加メバレ又切株の長サ切残しの寸尺をも書加メアリ尤も前見分の節の書物ヨ引合せべし

一切株を大方下直ヨ入れる多のあり然きども上木の分を別ノ木目

よりした故直段より割のよたぬあり檜櫛ホモ搏木ヨあり是が心得得リバシ

一格別の大木を焼伐とつよむることなり是を木の根元五六尺の間と八角十文字ヨ貫穴のごとく彫込み廻りと柱のごとくよ切のこし惣休ヨて持せねま右の穴より焼草を入れて焼くあり火のとくかぬ所へそ火と配り廻り切のとしと一齊ヨ焼切ヨナリバレ一齊ヨ焼切て後根の上より立セ徐々と返す多く尤も木の内外より焼草をうけて焼くべし左おたときを一皮ヨさうひゆる多くよみがることなく心得べし

○杣取の事

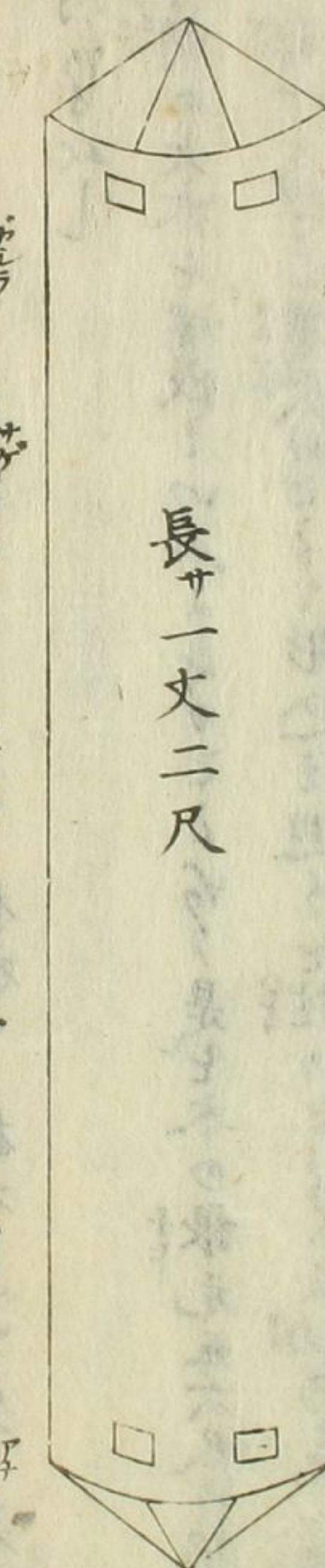
一五寸角以上を杣取とり五寸角以下を巻し取とつもあり

一五寸角以上を一方一寸五分完鷲目代と立るあり四方一寸五分を引落
し一尺角あると尺角とひふ

一五寸以下を鷲目ふし六寸角にて五寸角立すあり然きを一面五分完
引立るうねを曳島目のきくりだけ引く心あり

○丈もの事

一十二丈物とひふを突巾頭より内と一丈三尺又とひふあり一尺の余分ハ
穴代五寸ヅの積りあり正味一丈二尺ある因左のごとし



長サ一丈二尺

此とまん頭と川下の節石へ突かなければ碎くぬ用心小して穴を海へ

出レとたれやひく筏カクをも第あり

一格別の大木を鉄物とためるありをも小口トノ三尺目をどよホケる故
其心得と以て根伐丈を積りつゞめあり然レ通例の木をとまん頭と
て用ひあり

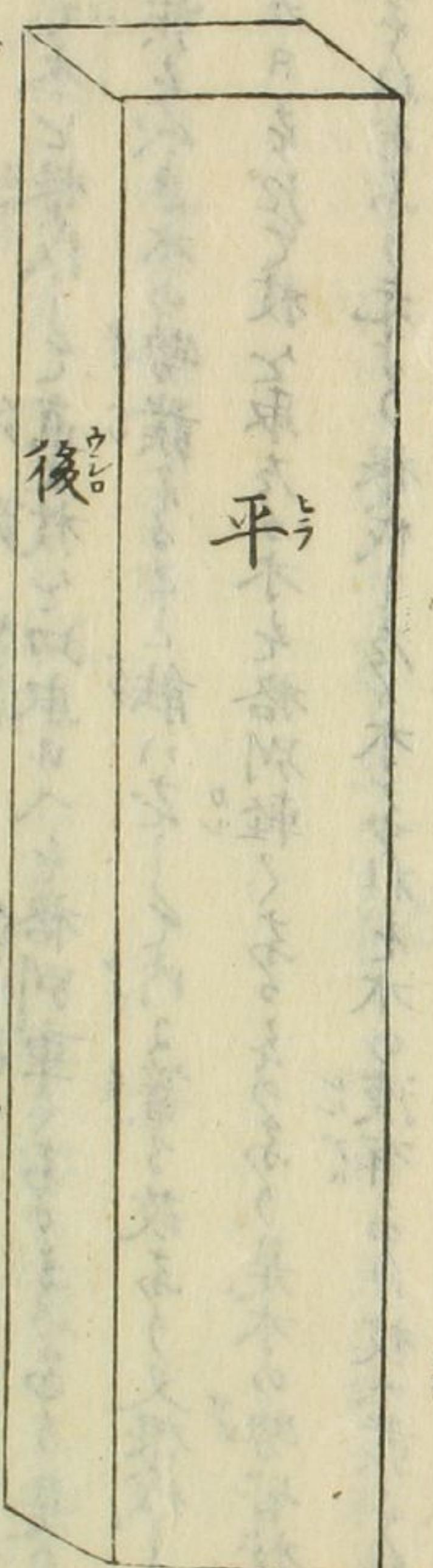
一枚を六尺五寸よ取り一坪ヒヂ十三丈の割あり

○大水見分の事

一用水見分と罷越レヒリ先木筋と念と入て見よべし若し木ヨロブ行
らぞ取せよベレ腐入カレイトモアリ又杆キヤトモトモアリセ見ベレ。シルく
と音の有るを内ヨロブ行此のごとく改めくよくよろしきと見ぞ
足代と組せゆる前ヨ高タカヒモ積ツモベレ是を注文通りと山の陥カクレキ處又を
木立タマニシ所コトを自由よ見ジユウハ難タガきりのあり是ホを大概木の元より

山の上方の方へ勾配コラゲイとくろ其木と見通ハラして知るべし間数注文ケシスウを合と足代と組せ後平と改べし

一赤口改様スダチカラダマツカへ目通の寸尺を取り一間何かおたりとみて間数ハラをかげて知るべし尤も平とかけ太サと取ら多リ又山師の法ハシモトノハシを目通りより上一间ハシモト六分五厘ハシモト引て赤口の廻ハシモトりよどる大方合ハシモトふりのあり然きども山ハシモト寄ハシモト木品ハシモト寄ハシモト或ハシモト木の育ハシモトちよりて一樣ハシモトあくびぞ心得あくてと叶ハシモトひがくし但其木ハシモトよ由ハシモトて二三間ハシモトの間ハシモトの劣ハシモトと見準ハシモトして大数ハシモトを知るべし木ハシモトよりて劣ハシモトりふしよ六七間ハシモトも走ハシモトり又急ハシモトよろけて細ハシモトり少しづづ劣ハシモトりむづつて一概ハシモトよそ取ハシモトがこし只大凡ハシモトと知るのみあり後平と改ハシモトにと足代と注文通り間数ハラを出し曲尺ハシモトを出し下ハシモトすと見べし後平とつぶを左のど



右國の如く平ヒラはあぐれ處後アグレハシモトはあぐれき處筋ハシモトあぐれは疵キヅかの有無

と改ハシモトることあり

一松を注父ナガモシより赤口少し劣ハシモトりても用捨ヨウセイとて古用木ハシモトはあくあり是松の木ハシモトを上アゲへ重アモモとかかるなど上アゲへ反ハラシきめよして外の木ハシモト格別丈夫タヂバツレタマツブありよく引物ハシモトは用ハシモトる故あり

一右平物ハシモトを立木ハシモトと後平の巾長ハシモトを積ハシモト多ハシモトい惣ハシモトて此の如を大木山出し以ハシモトしれども小口コグチ又卷鉄マキガチとハシモトて包ハシモトむひて小口ハシモト二尺程ハシモトおきて綱穴ハシモト

を彫り夫より四尺などおがく又鉄の輪と以てやるあり元末居る平ら
うちと見立べし中程曲りたりても少しギリを見へぬりのあり尤も
塚の立やうと用ひらゝきのあり只木性とよく吟味を以し勿論
右の類を用承り小節同ひ有るがとろし注文通りの木これら木き時の
勢よし用捨のをどとも同ひ置けへぞ差支へあらまのありとて懷を
廣くして吟味と念を入注文と合ひ心掛専一あり

○根伐ひあし小木輕重取計ひの事

一都て木と根伐にて直より枝と切取ルヘと格別重くあり是ハ枝
へ譲るべき木の勢譲ること能ハだして内より筆す故あり又根伐にて
四五日を以て枝と取らる木を格別軽くありキのあり是木の勢皆枝と
譲らねどあり元より根伐しおる木あれど木の液有りけ枝へ譲らねど

続く勢ふきゆ内に空虚とありて軽くある故り是山師の秘事あり

○渡場出し川下づの事

一右根伐以もしおる木山より谷へ下し谷川を流を初め場所の平地を見
立此所より小屋とかけ川流しの木拵として川へ入るあり美と渡場と云
谷川水増の時も又小水のとおり川流し出来難る多あり中水の時と
最もよりとおり谷川より大川の間と二三ヶ所も一功として川上より
水を湛へ材木と入り一番の七功を閑をく水の引立と乗じて材木を流
を多く水流緩くあるときハ二番の七功を切くおし水と勢を付て流し
此の如くして大川まで流し大川口より又小屋とかけ川への木数を改め
段くよ下を多く尤度場出しの節も木数を改め木品寸尺より帳面より記

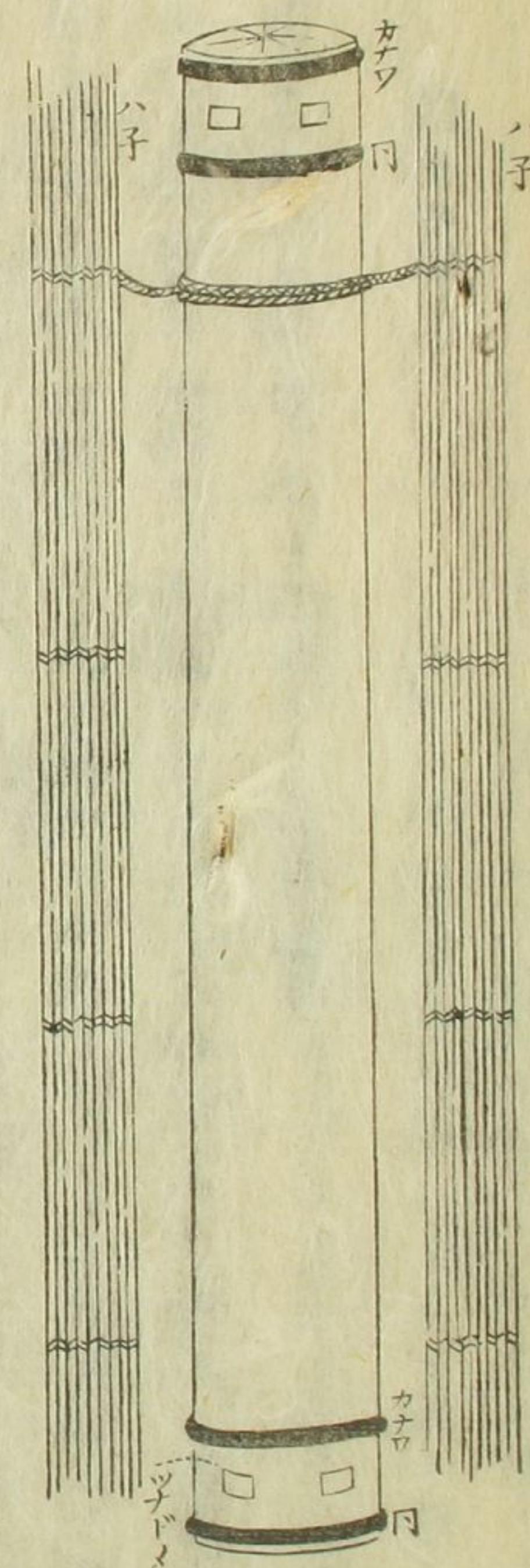
し乍くあり而て川付の村へ前より廻状と出しが用木川通りよ
て粗木の儀云ふまゆゝ以るし洲がアホの節を人足を出一取も
づレ川下に滞りぬや見廻り申をべき旨もびは急雨出水の節
材木何方へ流せ散りとも隠しゆの注准申とがたふどの又言うと料
所私領とも相觸をやべし勿論材木の印を一樣ヨリ鑿彫カミボリするふ
り又大川の赤海への取付ごろは揚場とこしらへ爰アキも小屋とかけ役
人詰居て材木を水揚アゲルし木数寸間半と改められり廻船カニシ積マハ廻
をある

○大木水上乗方の事

一大木を乗るには左右カラタケ唐竹イイと羽ハナと付べし尤も其木の太長ヨロを應ヨリじ
竹の束數羽クバガスハナの開を増減ヒラゲンあり且し藤繩ハムを丈夫ヨヒツ結付べし右より

竹の付サナギを其木と羽の間ハシマツと明て竹と木と別アリと流フ様ヤウながら左に
海又を川アシとも其木の流フ勢イシひよ志シテ左の明アキよ品ハナ流
き早た川アシそと間ハシマツを廣くヒロあり然し余ハシマツ廣ヒロくを綱延ヨシヒと羽
竹格別セリフより下アシをぐるより其木の綱ハシマツ細木ホソキを通し其木へ羽の鼻ハナ
を持シテあり大体浅艸川アシコアシふどアシの流フと間ハシマツと一間アシとも開てよし流
早く左アシせの川アシをハ二三間アシ引ハシマツあひ海と乗る右の心得あり
但し引舟傳馬アシコテシマホと付アシマツべし云アシマツを難風ハラカの為アシマツよし又は用木海上アシと廻
ちたを其キヨリの浦アシへ浦觸アシマツと出アシマツあり云アシマツよろそく材木アシマツは別條あ
た多アシマツあり又羽アシマツ木アシマツを沈アシマツることあるあり

図左の如レ



○材木オ詰心得の事

一材木オ詰モソリムテの物ノトモ尺角十二丈即ち一丈ニ二物本法あり
一寸棒とツフと一寸角一丈二尺の木とツフ
一オとツフを一寸六面の木とツフ即ち此のごと見多々双六の
賽の形より唱へる物の然見ども才の字と用ふ

一尺角十二丈の木と寸棒百本より一坪一万二千功ありよつて十二を定
法と一丈才坪と除き尺角は何十何本何分何厘と知るより何分何厘は
十二を乗じて何均何分とあらず
一寸棒一本の才坪百廿功あり

一尺角板取鋸目一通り二今ヅ、定法あり此才坪二百四十あり依て挽
減定法二十四と定め通り数へ此定法と兼じ引減の才坪と知る物体の
内にて減残ア残有坪ヨ立トアリ一通りノトス棒二本引シタリ
一枚削ア代も兩面前ヨテ二引ア片面一才穴の積ツモ右の心得
ト以て板数へ減じ減ヒ立トアリ依て兩面前ヨトニ二十を乗シテ小

ア

一枚通稿とも帶坪詰と別段ヨセラることアリ故ヨ帶ヤマの長ヨ取り

厚巾を乗じて坪と詰るあり然るときを帶つ木より余計あるど
も其代り概全の上に坪数より入らばる法あるほど是より差引ナシタ
あり

○鉄物の事

此形の釘と永釘
とつは是とぬ桶の測

板を手目へ打つやう

此形の釘と甲釘
とつは常の

釘のとくやう

此形の鍵兩作とも手ちぎひともつわあり 坡通鳥居柱側
板ホへ取付る余地た用ゆるあり

是と常の鍵あり

右の長サ太サ丸折頭かヒ記レ一本一挺の目方數を記し本数へ兼
貫目と積み代と付する

東京 大月忠興校

林正培方略集

卷之十

三十六

